

飯山市 日常生活用具の種目及び対象要件

種目	品目	対象要件	限度額（円）	耐用年数
介護・訓練支援用具	特殊寝台	下肢又は体幹２級以上で日常的に起上がり、寝返りが困難な者	154,000	８年
	特殊マット	下肢又は体幹１級で常時介護が必要な者	19,600	５年
	特殊尿器	下肢又は体幹２級以上で常時介護が必要な者	67,000	５年
	入浴担架	下肢又は体幹２級以上の障害で入浴時介護が必要な者	82,400	５年
	体位変換器	下肢又は体幹２級以上の障害で下着交換時等に介護が必要な者日常的に寝返りが困難な者。	15,000	５年
	移動用リフト	下肢又は体幹２級以上の障害で、自力での移動（移乗）が不可能な者	159,000	４年
	訓練いす（児のみ）	下肢又は体幹２級以上の障害で３歳以上の者	33,100	５年
	訓練用ベット（児のみ）	下肢又は体幹２級以上の障害で３歳以上の者	159,200	３年
自立生活支援用具	入浴補助用具	下肢又は体幹の障害で、介助が必要な者	90,000	８年
	便器	下肢又は体幹２級以上の障害者	便器のみ 4,450 手すり付 5,400	８年
	頭部保護帽（スポンジ、皮が主材料）	療育手帳Aを所持する者又はてんかん等で頻繁に転倒する者	15,200 （レディメイド 12,160）	３年
	頭部保護帽（スポンジ、皮、プラスチックが主材料）		36,750 （レディメイド 29,400）	
	T字状・棒状のつえ	歩行に困難を生じている者	木材 2,000 軽金属 3,000 （部分的夜光材付＋410、全面夜光材付＋1,200、外装にラッカー使用＋260）	３年
	移動・移乗支援用具	平衡、下肢又は体幹の障害で家庭内移動に介護が必要な者	60,000	８年
	特殊便器	上肢２級以上の障害者	151,200	８年
	電磁調理器	視覚２級以上の障害で盲人のみの世帯またはこれに準ずる世帯の者	41,000	６年
	歩行時間延長信号機用小型送信機	視覚２級以上の障害者	7,000	10年
	緊急通報装置	身体障害２級以上の者のみの世帯又はこれに準ずる世帯の者で市民税非課税世帯者	月額 1,600	貸与
聴覚障害者用屋内信号装置	聴覚２級以上の障害で聴覚障害者のみの世帯の者	87,400	10年	
在宅	透析液加温器	腎臓３級以上で携帯式腹膜灌流法による透析療法を行う者	51,500	５年
	ネブライザー（吸入器）	呼吸３級以上の障害又はそれと同程度の者。ただし、児童の場合は、学齢児以上の者	36,000	５年

医療等支援具	電気式たん吸引器	呼吸 3 級以上の障害又はそれと同程度の者。ただし、児童の場合は、学齢児以上の者	56,400	5 年
	酸素ボンベ運搬車	医療保険の在宅酸素療法利用者	17,000	10年
	盲人用体温計	視覚 2 級以上の障害で盲人のみの世帯又はこれに準ずる世帯の者	9,000	5 年
	盲人用体重計	視覚 2 級以上の障害で盲人のみの世帯又はこれに準ずる世帯の者	18,000	5 年
情報・意思疎通支援用具	携帯用会話補助装置	音声機能又は言語障害等発語に著しい障害がある者（2 級以上の障害者）	98,800	5 年
	情報・通信支援用具（パソコンソフト及び周辺機器）	視覚 2 級以上又は上肢 2 級以上の障害者	80,000	6 年
	点字ディスプレイ	視覚 2 級以上の障害で、支援用具が必要と認められる者	198,000	5 年
	点字器（両面） 真鍮版製32マス18行	視覚 2 級以上の障害者	10,400	7 年
	点字器（両面） プラスチック製32マス18行		6,600	
	点字器（片面） アルミニウム製32マス12行		7,200	5 年
	点字器（片面） アルミニウム製32マス5行	1,650		
	点字タイプライター	視覚 2 級以上の障害で就労しているか就労が見込まれる者	63,100	5 年
	視覚障害者用ポータブルレコーダー	視覚 2 級以上の障害者	89,800	6 年
	視覚障害者用活字文書読上げ装置		115,000	6 年
	視覚障害者用拡大読書器		198,000	8 年
	盲人用時計	視覚 2 級以上の障害者。ただし、音声時計は、触覚障害の者に限る。	解読時計 10,300 音声時計 13,300	10年
	聴覚障害者用通信装置	聴覚又は音声・発語に著しい障害（2 級以上）を持つ世帯のみで構成され、緊急連絡の手段として必要が認められる者	71,000	5 年
	聴覚障害者用情報受信装置	聴覚又は音声・発語に著しい障害（2 級以上）を持つ世帯のみで構成され、緊急連絡の手段として必要が認められる者	88,900	6 年
	火災警報器（日本消防検定協会による鑑定に合格したものに限る）		4,000 1 世帯に 1 台を限度	8 年
	人工咽頭（笛式）	咽頭摘出している者	5,000	4 年
	人工咽頭（電気式）		70,100	5 年
点字図書	情報の入手を点字によっている者	実費差額分 年間上限10,000	—	
ストマ用装具（ストマ用装具、洗腸用具）	ストマ造設者	蓄便袋8,600 蓄尿袋11,300	月	

支 排 援 泄 用 管 具 理	紙おむつ等	高度の排便機能障害者又は脳原性運動機能障害かつ意思表示困難な者	8,600	月
	収尿器 (男性用普通型)	高度の排尿機能障害者	7,700	1年
	収尿器 (男性用簡易型)		5,700	
	収尿器 (女性用普通型)		8,500	
	収尿器 (女性用簡易型)		5,900	

住 宅 改 修 費	(1)手すりの取り付け (2)床段差の解消 (3)滑り防止及び移動の円滑化等のための床材の変更 (4)引き戸等への取替え (5)洋式便所等への便器の取替え (6)その他生活の自立に必要な住宅改修	次のいずれかに該当する者 (1)下肢又は体幹の障害 3級以上 (2)上肢又は視覚の障害 2級以上 (3)乳幼児以前の非進行性の脳病変による運動障害(移動機能障害に限る。)を有する学齢児以上の身体障害児 3級以上	200,000	児 1回 者 1回
-----------------	--	--	---------	--------------